

Para sa mga magulang/tagapag-alaga,
保護者各位,

Alkalde ng Lungsod ng Toyohashi: Mayor Nagasaka Naoto
豊橋市長 長坂尚登

Tungkol sa Subsidy para sa Pagbabawaas ng Pasanin sa Gastusin sa Tanghalian sa Paaralan 学校給食費負担軽減対応補助金について

Upang masuportahan ang henerasyong nagpapalaki ng bata, ang Toyohashi city elementary at junior high school at Toyohashi city KUSUNOKI Special Needs School (elementary at junior high school) ay mababawasan ng kalahati ang bayad sa tanghalian sa paaralan. Bilang karagdagan, magbibigay ng subsidy para sa mga hindi kumakain ng tanghalian sa paaralan (Hindi kumakain ng school lunch) (halimbawa: may allergy sa pagkain) upang mabawasan ang mga pasanin sa tanghalian sa paaralan.

1. Pangkalahatang Sistema

- Ang mga magulang na huminto sa pag-order ng tanghalian sa paaralan ay dapat magsumite ng application form sa paaralan.
- Kapag kinansela ang school lunch sa pagitan ng mga buwan ⇒ Ang magulang ay kailangang magsumite ng ulat ng Jisseki Hōkoku-sho Kenseikyu-sho (invoice actual report) sa paaralan ⇒ Ang pagbabayad ay ayon sa buwanang actual report.

2. Detalye

(1) Target

Ang mga nasa ilalim ng alinman sa mga sumusunod mula sa ika-1 ng bawat buwan (Kung ang mga sumusunod ay nalalapat pagkatapos ng ika-2 ng bawat buwan, magiging sakop ang susunod na buwan.)

- Dapat na may address sa Toyohashi City ang mag-aaral/estudyante at magulang/tagapag-alaga. Gayunpaman, kabilang dito ang mga mag-aaral/estudyante na bumabiyahe mula sa labas ng lungsod upang pumasok sa paaralan.
- Mga magulang ng mga mag-aaral/estudyante na naka-enroll sa Toyohashi city elementary at junior high school at Toyohashi city KUSUNOKI Special Needs School (elementary at junior high school). Gayunpaman, hindi magiging karapat-dapat kung kahit isang araw sa bawat buwan ay hindi nakapasok (kabilang ang "attendance" na inaprubahan ng principal).
- Mga magulang ng mag-aaral/estudyante na hindi nag-apply para sa mga tanghalian sa paaralan o huminto sa pag-order ng tanghalian sa pamamagitan ng pagsusumite ng Ulat Para sa (Pagpapahinto/Pagpapasimulang muli) ng School Lunch. Gayunpaman, nalalapat lamang ito kung ang lahat ng order mula sa unang araw hanggang sa huling araw ng bawat buwan ay pinahinto.
- Mga hindi tumatanggap sa "SEIKATSU HOGO" (Livelihood Assistance)

(2) Halaga ng benepisyong matatanggap

Classification	Halaga ng benepisyo
Elementary school	Buwanang halaga ¥ 2,500 X 11 months (Maximum ¥ 27,500)
Junior high school	Buwanang halaga ¥ 2,900 X 11 months (Maximum ¥ 31,900)

※Ang amount ay babayaran sa pamamagitan ng pag-multiply ng bilang ng mga karapat-dapat na buwan mula April hanggang March ng susunod na taon (hindi kasama ang August) sa buwanang halagang nakalista sa itaas.

※Ang mga 3rd year junior high school ay karapat-dapat para sa 10 buwang panahon na magtatapos sa February.

※Ang subsidy ay babayaran sa tatlong na installment sa isang taon.

(3) Panahon/ paraan ng aplikasyon

Kung natugunan ang mga kundisyon para sa 「(1) Target 」 sa panahon ng certification sa ibaba, mangyaring magsumite ng form ng aplikasyon para sa subsidy (Form No.1 様式第1号) bago ang kaukulang panahon ng aplikasyon.

Dokumentong ipapasa	Pag-apruba	Panahon ng aplikasyon	Lugar ng pagpapasan
Paggawad ng aplikasyon para sa pagbibigay ng subsidy (Form No.1 様式第1号)	April 1	Hanggang April 25, 2025	Papasukang paaralan
	Ika -2 bawat buwan hanggang ika-1 ng susunod na buwan	Hanggang ika-10 ng susunod na buwan Gayunpaman, ang huling deadline ng pagsusumite ay March 10, 2026.	

※Kapag nag-apply, kailangan ang patunay mula sa principal ng paaralan na pinapasukan (sa itinalagang format).

※Nakatakdangng magpadala ng abiso ng desisyon humigit-kumulang isang buwan pagkatapos matanggap ng munisipyo ang aplikasyon.

(4) Billing/payment

Dokumentong ipapasa	Target na panahon	Panahon ng billing	Lugar ng pagpapasahan
Ulat sa pagganap ng subsidy cum bill (Form No.2 様式第2号)	April ~ July	Hanggang July 18, 2025	Papasukang paaralan
	September ~ December	Hanggang December 18, 2025	
	January ~ March	Hanggang March 18, 2026 Gayunpaman, kung hindi pumasok at hindi makapag-claim bago ang March 18, mangyaring mag-apply kaagad pagpasok sa paaralan.	

※Kapag maniningil, kailangan ang patunay mula sa punong-guro ng paaralan (sa itinalagang pormat).

※Ang pagbabayad ay gagawin sa loob ng 30 araw pagkatapos matanggap ng munisipyo ang Jisseki Hōkoku-sho Kenseikyu-sho (invoice actual report) (Form No.2 様式第2号).

(5) Karagdagan

Upang makatanggap ng benepisyo, kinakailangang magsumite hindi lamang ng application form kundi pati na rin ng Jisseki Hōkoku-sho Kenseikyu-sho (invoice actual report).

(Board of Education, Toyohashi Schools Division Office, Health and School Meal Division Tel: 0532-51-2821)

【 豊橋市教育委員会 保健給食課 TEL: 5 1 - 2 8 2 1 】

子育て世代を応援するため、豊橋市立小中学校及び豊橋市立くすのき特別支援学校（小学部・中学部）において実施している学校給食費の半額軽減に併せて、学校給食を喫食されていない方（例：食物アレルギー）に対して「学校給食費負担軽減対応補助金（学校給食非喫食）」を支給します。

- 1 制度概略 ・給食の注文を停止している ⇒ 保護者は申請書を学校へ提出
・各月について全て欠席ではない ⇒ 保護者は実績報告書兼請求書を学校へ提出 ⇒ 月毎の実績に応じて支給

2 詳細

（1）対象者 各月 1 日時点で、次のいずれにも該当する方（各月 2 日以降に該当することになった場合は、翌月分から対象となります。）

- ①児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある方。ただし、区域外通学により市外から通っている児童生徒を含みます。
②豊橋市立小中学校又はくすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している児童生徒の保護者。ただし、各月について 1 日も出席（校長が認める「出席扱い」を含む。）できなかった場合は、対象外。
③給食を申し込んでいない、又は、「学校給食（停止・再開）届」を学校へ提出して給食の注文を停止している児童生徒の保護者。ただし、各月の初日から末日までの全ての注文を停止している場合に限りです。
④生活保護の認定を受けていない方

（2）支給額

区分	支給額
小学校	月額 2,500 円 × 11 か月 (最大 27,500 円)
中学校	月額 2,900 円 × 11 か月 (最大 31,900 円)

※4月～翌年3月（ただし、8月は除く）のうち、対象となった月数に、上記月額をそれぞれ乗じた額を支給します。

※中学3年生は、2月までの10か月が対象です。

※補助金は、年3回に分けて支給します。

（3）申請期間・申請方法

下記の認定時点で、「（1）対象者」の条件を満たすことになった方は、それぞれの申請期間までに補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

提出書類	認定時点	申請期間	提出先
補助金交付申請書（様式第1号）	4月1日	令和7年4月25日まで	通学する学校
	各月2日～翌月1日	翌月10日まで ただし、最終提出期限は令和8年3月10日まで	

※申請にあたって、通学する学校長の証明（所定の様式内）が必要です。

※市へ申請書が届いた後、1か月を目途に決定通知書をお送りする予定です。

（4）請求・支給

下記の対象期間ごとに、それぞれの請求期間までに補助金実績報告書兼請求書（様式第2号）を提出してください。

提出書類	対象期間	請求期間	提出先
補助金実績報告書兼請求書（様式第2号）	4月～7月分	令和7年7月18日まで	通学する学校
	9月～12月分	令和7年12月18日まで	
	1月～3月分	令和8年3月18日まで ただし、3月18日までに出席せずに請求できなかった場合は、出席後に直ちに	

※請求にあたって、通学する学校長の証明（所定の様式内）が必要です。

※実績報告書兼請求書（様式第2号）が市に届いてから30日以内に支給されます。

（5）その他

支給のためには、申請書だけでなく、実績報告書兼請求書の提出が必要です。

sa School Lunch (para sa hindi kumakain ng school lunch)

豊橋市学校給食費負担軽減対応補助金(学校給食非喫食) 交付申請書

フリガナ				申請年月日		令和 年 月 日														
児童生徒氏名				学 校 名		豊橋市立 学校														
生 年 月 日		平成 年 月 日		学 年		小学部 ・ 中学部 第 学年 ※くすのき特別支援学校の場合は、小学部・中学部の別も併せて記入(該当する方に「○」)														
住 所		豊橋市																		
交 付 要 件		項 目				保 護 者 確 認 欄				学 校 確 認 欄				市 確 認 欄						
		① 児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある				はい ・ いいえ														
		② 児童生徒が、豊橋市立小中学校、又は、くすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している				はい ・ いいえ				はい ・ いいえ										
		③ 給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して給食の注文を停止している				はい ・ いいえ				はい ・ いいえ										
学 校 長 証 明 欄		上記「交付要件」のうち②と③について、事実と相違ありません 豊橋市立 学校 学校長 印																		
口座振依頼欄	金融機関	金融機関名				店舗名				種 目		口座番号(右づめで)								
										普通預金										
										当座預金										
							出張所		貯蓄預金											
	必ず記入してください。			フリガナ																
			口座名義人																	
＊「口座名義人」が、下欄の「申請者(保護者)」と同一である口座に限ります。 ＊通帳の写し(コピー)を添付してください。 (上記口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分のコピー) ＊ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の口座についてご記入ください。																				
豊橋市長 様 申請者(保護者) 氏名: 生年月日: 電話番号: ()										市受付印押印欄										

※受給のためには、後日、実績報告と請求が必要です。

整理番号		入力 確認	申請		決定		確認者		受付者	
------	--	----------	----	--	----	--	-----	--	-----	--

フリガナ	トヨハシ ハナコ		申請年月日	令和 7 年 4 月 25 日	
児童生徒氏名	豊橋 花子		学 校 名	豊橋市立 □□小 学校	
生 年 月 日	平成 26 年 8 月 1 日		学 年	小学部・中学部 第 5 学年 ※くすのき特別支援学校の場合は、小学部・中学部の別も併せて記入(該当する方に「○」)	
住 所	豊橋市 今橋町 1 番地				
交 付 要 件	項目		保護者確認欄		学校確認欄
	① 児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある		はい・いいえ		
	② 児童生徒が、豊橋市立小中学校、又は、くすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している		はい・いいえ		はい・いいえ
	③ 給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して給食の注文を停止している		はい・いいえ		はい・いいえ
学校長証明欄	上記「交付要件」のうち②と③について、事実と相違ありません 豊橋市立 学校 学校長 (印)				
口座振込依頼欄	金融機関	1 1 1 1	店舗名	2 2 2	種目
	金融機関名	◆◆◆◆	銀行	レ	普通預金
		信金	■	支店	当座預金
		信組	■	出張所	貯蓄預金
	必ず記入してください。		フリガナ	トヨハシ タロウ	
		口座名義人	豊橋 太郎		
*「口座名義人」が、下欄の「申請者(保護者)」と同一である口座に限ります。 *通帳の写し(コピー)を添付してください。 (上記口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分のコピー) *ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の口座についてご記入ください。					
豊橋市長 様			申請内容の審査のため、必要に応じて市が公簿等の調査をすることに同意するとともに、求められた場合には追加で必要書類を提出します。 添付書類を添えて、見出しの補助金の交付を申請します。		市受付印押印欄
住所:豊橋市 今橋町 1 番地					
申請者(保護者) 氏名: 豊橋 太郎					
生年月日: 57 年 5 月 17 日			電話番号:(090) 1111 - 2222		

※受給のためには、後日、実績報告と請求が必要です。

フリガナ					報告・請求年月日		令和 年 月 日		
児童生徒氏名					学 校 名		豊橋市立 学校		
生 年 月 日	平成 年 月 日				学 年		小学部・中学部 第 学年		
実 績 報 告	※実績報告と請求は、年3回(「4月分～7月分」「9月分～12月分」「1月分～3月分」)に分けて行います。								
	対象期間				「はい」と「いいえ」のどちらかに「○」				
	下欄のうち対象となる期間のいずれか一つに「○」を記入してください				①各月1日時点で、児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある		②児童生徒が、在籍している豊橋市立小中学校等に出席している(皆欠席ではない)		
							③給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して、月の初日から末日まで給食の注文を停止している		
	(a)	4月分	9月分	1月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ		
	(b)	5月分	10月分	2月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ		
	(c)	6月分	11月分	3月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ		
	(d)	7月分	12月分		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ		
学校長証明欄	上記「実績報告」のうち②と③について、事実と相違ありません 豊橋市立 学校 学校長 印								
請 求 金 額	対象期間		「実績報告」の(a)の月		該当・非該当			※「実績報告」について ①～③の全てが「はい」となった場合に「該当」に「○」	
			「実績報告」の(b)の月		該当・非該当				
			「実績報告」の(c)の月		該当・非該当				
			「実績報告」の(d)の月		該当・非該当				
	請求対象月数 (A)			か月分			「対象期間」のうち「該当」の月数 (中学3年生は、3月分は対象外)		
	1か月あたり請求金額 (B)			小学生 2,500円/月	中学生 2,900円/月				
	請求金額 (A×B)			円					
豊橋市長 様		申請内容の審査のため、必要に応じて市が公簿等の調査をすることに同意するとともに、求められた場合には追加が必要書類を提出します。 上記のとおり実績を報告するとともに、見出しの補助金の交付を請求します。 住所:豊橋市 申請者 氏名: (保護者) 生年月日: 電話番号:() 年 月 日						市受付印押印欄	

※申請時に登録した口座は、振り込みが完了するまで解約しないでください。
※申請時に登録した口座について、変更がある場合は、豊橋市教育委員会 保健給食課(51-2836)までお問い合わせください。

整理番号		入力確認	申請		決定		確認者		受付者	
------	--	------	----	--	----	--	-----	--	-----	--

フリガナ	トヨハシ ハナコ			報告・請求年月日	令和 7 年 7 月 3 日		
児童生徒氏名	豊橋 花子			学 校 名	豊橋市立 □□小 学校		
生 年 月 日	平成 26 年 8 月 1 日			学 年	小学部・中学部 第 5 学年		
※実績報告と請求は、年3回(「4月分～7月分」「9月分～12月分」「1月分～3月分」)に分けて行います。							
実 績 報 告	対象期間			「はい」と「いいえ」のどちらかに「○」			
	下欄のうち対象となる期間のいずれか一つに「○」を記入してください			①各月1日時点で、児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある	②児童生徒が、在籍している豊橋市立小中学校等に出席している(皆欠席ではない)	③給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して、月の初日から末日まで給食の注文を停止している	
		○					
	(a)	4月分	9月分	1月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	(b)	5月分	10月分	2月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	(c)	6月分	11月分	3月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
(d)	7月分	12月分		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
学校長証明欄	上記「実績報告」のうち②と③について、事実と相違ありません 豊橋市立 学校 学校長 (印)						
請 求 金 額	対象期間	「実績報告」の(a)の月	該当・非該当		※「実績報告」について ①～③の全てが「はい」となった場合に「該当」に「○」		
		「実績報告」の(b)の月	該当・非該当				
		「実績報告」の(c)の月	該当・非該当				
		「実績報告」の(d)の月	該当・非該当				
	請求対象月数 (A)		3 か月分		「対象期間」のうち「該当」の月数 (中学3年生は、3月分は対象外)		
	1か月あたり請求金額 (B)		小学生 2,500円/月 中学生 2,900円/月				
請求金額 (A×B)		7,500 円					
豊橋市長 様				申請内容の審査のため、必要に応じて市が公簿等の調査をすることに同意するとともに、求められた場合には追加で必要書類を提出します。 上記のとおり実績を報告するとともに、見出しの補助金の交付を請求します。			
申請者 (保護者)				住所:豊橋市 今橋町 1 番地 氏名: 豊橋 太郎 生年月日: 557 年 5 月 17 日 電話番号:(090) 1111 - 2222			
市受付印押欄							

※申請時に登録した口座は、振り込みが完了するまで解約しないでください。
※申請時に登録した口座について、変更がある場合は、豊橋市教育委員会 保健給食課(51-2836)までお問い合わせください。